

公開草案「規制繰延勘定」、公表——IASB

去る4月25日、IASBは、公開草案「規制繰延勘定(Regulatory Deferral Accounts)」(以下、「ED」という)を公表した。

多くの国々では、電気、ガス、鉄道のように公共の性質が強い材料金規制を受ける業界を有しているが、このような料金規制は、企業の収益の認識時点や金額に重要な影響を及ぼすことがある。

本EDは、料金が規制される事業を営む企業が新たにIFRSを適用する際に、従前の料金規制事業に関する会計基準を引き継ぐことを認める基準草案である。

IASBは3年ごとにアジェンダ協議を行って意見募集しているが、直近のフィードバックが2012年末に公表されている。このアジェンダ協議においても料金規制事業に関して多くの意見が寄せられた。

IASBはこれに対応して、料金規制事業に関する特別な会計基準を開発すべきか否かを検討し、仮に開発するのであれば、料金規制による影響をどのような情報とすることが財務諸表の利用者に最も有用であるかを検討

するプロジェクトを再開している。

今回のEDは、この再開された料金規制事業検討プロジェクトにおいて検討を始める包括的基準が完成するまでの過渡的基準としての提案であり、企業の料金規制事業に関して、比較可能性を確保するためのいくつかの規定を除いて、従前の会計方針を維持することが許容されるものである。

料金規制事業に関するEDの主な提案は、次のとおりである。

(a) IFRSを初めて適用する企

ワークプランの更新
IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを4月30日時点で更新した。前回のワークプラン(3月25日付)からの主な変更点等は、次のとおりである。

主要基準

・収益認識の最終基準の公表目標・2013年第2四半期から2013年第3四半期へ変更
なお、3月25日時点から公表が延期されたのは、議論の俎

業が、規制繰延勘定の認識、測定および減損について、IAS8号11項の定めによることなく、その地域で認められていた従前の会計基準を引き継ぐことを許容する。

(b) 財政状態計算書において規制繰延勘定残高を個別に表示し、包括利益計算書において規制繰延勘定残高の変動を個別に表示することを求める。

(c) 当該過渡的基準に従って規制繰延勘定を認識する結果となった料金規制に関する性質やリスクを明確に識別できるように特別な開示を求める。

本EDに対するコメント期限は、2013年9月4日とされている。

国際会計

ワークプランの更新——IASB

上に上らなかつた検討等を含めた、残りの論点に関する取扱いを考慮していたためと考えられる。

・マクロ・ヘッジ会計に関するデイスカッション・ペーパーの公表目標・2013年第2・3四半期から2013年第3四半期へ変更

・料金規制事業(過渡的基準)の再審議・2013年第4四半期に予定
これに関する公開草案は、4

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(月)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(5月分)	
7月1日(月)まで (注) 6月30日が 休日のため	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成25年4月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成25年3月期) 2カ月延長(平成25年2月期) ④ 消費税(課税期間1カ月ごと)確定申告(平成25年4月期) ⑤ 消費税(課税期間3カ月ごと)確定申告(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告納付(10月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑦ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4,800万円超 (1カ月ごと)4月期を除く。 直前期年税額400万円超 (3カ月ごと)1、7、10月期	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)終了日は末日とする。 ③ 法人税の申告期限延長期間にも利子税が賦課されるので、法定期限(2カ月以内)内に法人税額の見込納付をする(通則法64①)。 ④～⑤ 消費税の課税期間特例選択届出書は変更する課税期間の開始日の前日までに届出をしない場合には認められない。 ⑥ 中間申告納付は、納税額が法人税額10万円超、消費税額24万円超の場合である。
6月中の条例で 定める日まで	⑧ 個人の道府県民税および市町村民税の第1期分の納付	

月25日に公表されている。

年次改善

・年次改善(2011年～2013年サイクル)の最終基準の公表目標…2013年第3四半期から2013年第4四半期へ変更
・年次改善(2012年～2014年サイクル)の公開草案の公表目標…2013年第3四半期から2013年第4四半期へ変更

限定的な範囲の改訂

・収益を基礎にした減価償却および償却の方法の最終基準の公表目標…2013年第3四半期から2013年第4四半期へ変更

会計

従業員持株会型の開示等、検討進む

— ASBJ、実務対応専門委

去る4月24日、企業会計基準

委員会は、第44回実務対応専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

従業員持株会型の開示

事務局より次の提案がなされた。

① 自己株式処分差額の認識時点

として「企業から信託へ自社の株式を処分した時点」を採用する場合、重要性がない取引を除き、追加情報として次の事項を注記する。

・本取引の概要

・総額法で計上された自己株式について自己株式として会計

ら2013年第4四半期へ変更

・継続企業の評価に関する開示

要求の公開草案の公表目標…

2013年第2～3四半期から

2013年下半期へ変更

・OTCデリバティブの契約更改

とヘッジ指定の継続の最終基準

の公表目標…2013年第2～

3四半期から2013年第2四

半期へ変更

・個別財務諸表(持分法)の公開草

案の公表目標…2013年第2

～3四半期から2013年第

3四半期へ変更

処理している旨、該当する株

式の数および帳簿価額

② 1株当たり情報の算定につ

いては、自己株式を資本控除と

する会計処理との整合性を考慮

し、総額法で計上された自己株

式についても、控除対象の自己

株式に含める。

③ 1株当たり情報に関する注記

に、総額法で計上された株式は期中平均株式数の算定上控除対象としている旨を記載する。

時給付型

受給権型(退職時給付型・在職時給付型)

付与ポイントの費用処理に関して、どの時点の株価を基礎

12年度の貿易赤字は2連続で、過去最大の8・1兆円

日本の貿易収支が大幅に悪化している。財務省が4月18日発表した2012年度の貿易統計

速報(通関ベース)によると、輸出額から輸入額を引いた貿易収

支は8兆1,699億円の赤字となった。赤字額は11年度より84・

8%の大幅増加となり、2年連続で過去最大の赤字記録を更新した。

景気が落ち込む欧州や中国向けの輸出が減る一方、円安でエネルギー

などの輸入額が膨らんだことが原因。最近の円安で、今後輸出が増

加する見通しだが、貿易収支を大きく改善していくには時間がかかる

との見方が多い。

輸出額は63兆9,409億円で、21%減少、反対に輸入額は3・

4%増えて72兆1,108億円だった。輸出をみると、中国向けが中

国の景気減速と尖閣諸島問題で、9・1%減少し11兆3,440億円となっ

た。また欧州向けも債務危機に伴う景気低迷が深刻で、14・1%減

少の6兆3,910億円だった。一方、米国向けは自動車などの好調が寄

与して10・4%増の高い伸びとなり、11兆3,963億円。中国向け輸出額を4年ぶりに上回って、日本からみて最大の輸出国になった。

これに対し輸入は、東日本大震災後の原発停止で火力発電の需

要が高まり、燃料の液化天然ガス(LNG)の輸入額が14・9%増え、

6兆円を超えた。地域別の輸入額は、EU、中東、中国が4%前後の

伸びとなった。

貿易赤字は79年以降で5回目。今後、赤字傾向が定着するとの懸

念も増えている。赤字が拡大を続ければ、経常収支が赤字に転落す

る可能性も出てくる。ただ昨年4

月から今年2月までの所得収支(企業が海外から受け取る利子や配当

など)は約13兆円あり、昨年度1年間でも貿易赤字をカバーして経常

収支は黒字を維持したとみられる。

中国1～3月期

7・7%成長に減速

中国経済の減速が目立ってきた。

中国国家統計局の発表によると、1～3月期の国内総生産(GDP)は

物価変動を除く実質で前年同期に比べ7・7%の成長にとどまり、市場

予測の8・0%を下回った。成長率は12年10～12月期から減速しており、

景気に足踏み感が出てきた。地方のインフラ投資は堅調だが、企業の

生産や個人消費は力強さを欠いて

る。

が、1～3月期は再び0・2ポイント鈍化した。これを前期比で見ると、1～3月期の成長率は1・6%の低い水準で、10～12月期の2・0%と比べ鈍化が鮮明になっており、年率換算すると7%を下回った。

1～3月期の中身を見ると、固定資産投資(農村部を除く設備投資や建設投資の合計)は前年同期比

20・9%増と堅調で、これが景気の下支えになっている。輸出も東南ア

ジア向けなどが好調で、同18・4%増えた。ただ企業活動は鈍く、工

業生産は9・5%増と1桁の伸びに落ち込んだ。消費動向を示す社会

消費小売総額(小売売上高)の伸びは12・4%で、12年の水準(14・3%

増)に達していない。

日本の人口

65歳以上が3,000万人を突破

総務省が4月16日に発表した12年10月時点での推計人口によ

ると、定住外国人を含む総人口は1億2,751万5千人で、初めて

2年続けて減少した。また65歳以上の高齢者(老年人口)は前年

より104万1千人増えて、3,079万3千人となり、数値公表

を始めた1950年以降、初めて3,000万人を突破した。高齢化と人

口減少に一段と拍車がかかっている。総人口は05年に初めて減少に転

じた。12年の減少幅は、25万9千人減だった11年を上回り、2年連続

で大幅減を記録した。高齢化では、全都道府県で65歳以上の人口が14

歳以下の人口を上回った。このうち25道県では14歳以下の人口より、75歳以上のほうが多くなっている。

(図表) 貿易収支



(出所) 財務省

とするかにつき、事務局から提案された「案A」および「案B」（本誌2013年4月20日号（No.1345）情報フラッシュ参照）に対して、事務局からさらに次のような考慮すべきポイントが示された。

・案Aを採用する場合、(i)資金拠出時と信託による株式取得時の株価が異なる場合、(ii)ポイント

会計

実務対応報告18号等、改正へ

—ASBJ—

去る4月25日、企業会計基準委員会では第263回企業会計基準委員会を開催した。審議された主な事項は次のとおり。

会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)

IASBの新たな助言機関として発足したASAFの第1回会合(4月開催。議題は概念フレームワーク、金融資産の減損など)について、IASBの提案・議論の概要・ASBJの発言要旨などが報告された。

今回は9月下旬、その後も約3カ月に1回開催される予定となっているが、各回のアジェンダは1カ月前程度に決定されることが想定される。想定されるアジェンダに関する議論をあら

の割当が信託が保有する株式を上回る場合、(iii)追加拠出がある場合の各々の取扱いを整理する必要がある。

・案Bを採用する場合、追加負担の可能性の高低を判断するために(a)信託期間の長短、(b)当初拠出による取得株式数と交付見込株式数の比較を指標とする。

今回の開催予定は未定。

はじめ行い、機動的に対応するために、ASAF対応専門委員会を設置することが事務局から提案され、承認された。

基準諮問会議からのテーマ提言への対応

第261回企業会計基準委員会

会で基準諮問会議から提言が行われた、「実務対応報告18号の見直し」と「連結納税と企業結合に関する税効果会計」の2つのテーマについて、検討を行うことが承認された(本誌2013年4月20日号(No.1345)情報フラッシュ参照)。

実務対応専門委員会において、会計処理および表示に関する検討を行い、実務対応報告等の原案を作成することとされており、当専門委で現在検討中の

「信託を利用した従業員への自社の株式の付与スキーム」の後に取り上げられる見込み。

企業結合(ステップ2)の検討

本年1月に公表された公開草案へのコメントの概要が事務局から示された。特に重要な影響を及ぼすことが想定される、「当期純利益の表示」に関する改正については、支持する意見があった一方、非支配株主に帰属する利益を含めて当期純利益と

税務

稲垣光隆・新国税庁長官インタビュー

2013年4月に国税庁長官に就任した稲垣光隆氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負などを語った。

就任にあたっての抱負

国税庁は歌舞伎のように伝統を踏まえて、時代の変化にあわせて新しいものを取り入れていくことが重要であり、納税者の皆様や職員の声に耳を傾けながら、行政を進めていけるようにしていきたい。

まず国民の信頼にこたえる行政の実現を目指して、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適切に実現すべく、相談など丁寧に対応していく。加えて、国税電子申告・納税サービス(e-Tax)

して表示することに反対する意見や、今回の変更の必要性・有用性を十分協議したうえで慎重に決定する必要があるという意見が寄せられた。

委員からも、コメント提出者からヒアリングを行うなど、丁寧に進めてほしいとの意見が出されており、最終基準化までには時間がかかることも予想される。

また、経済のグローバル化に即して、海外当局と連携して国際的な租税回避にも適切に取り組んでいく。

番号制度の導入に向けた準備

番号制度の導入によって、法定調書の名寄せや申告書との突合の効率化が図られることが期待されるが、その実現のためには、国税庁のシステムを番号制度に対応させる必要がある。

また、国税庁は法人番号の付番機関となるため、法人番号を適切に付番するためのシステム・体制を今後構築していく必要がある。

消費税率の引上げ

消費税率の引上げについては、経過措置も含めて、納税者の皆様にご理解していただけるように広報していくことが重要。

といったICTを使った納税者の利便性向上にも、努めていきたい。その一方で、税法の執行者として厳正な対処も必要となる。「よき納税者には菩薩のごとき、悪しき納税者には夜叉のごとき」対応していきたい。

金融

アベノミクスにしくまれた本当の目的

財務省が10日発表したデータによると、国債、借入金、政府短期証券など「国の借金」の残高が、2012年度末で

